



豊監公表第10号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

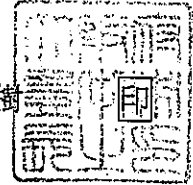
平成31年（2019年）4月26日

豊中市監査委員	酒	本	毅
同	相	間	佐基子
同	出	口	文子
同	北	之坊	晋次

平成31年(2019年) 4月19日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘（要望）のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 指摘（要望）事項（委員監査実施日 平成30年10月31日）

◆敷地内における公衆電話ボックス、郵便ポストの設置について

共同利用施設敷地内に設置されている公衆電話ボックス及び郵便ポストについて、使用許可の手続きがなされていなかった。また、設置使用料の徴収がされていなかった。（公衆電話ボックス12施設、郵便ポスト1施設）

2 講じた措置の内容

【公衆電話ボックスの設置について】

設置者である西日本電信電話株式会社に対して、下記理由により、平成31年3月13日付けで防災上の観点から設置継続について依頼し、設置継続の回答をいただいたが、市からの要請であることから、平成31年4月1日からの占用料を改めて無償とした。

○共同利用施設は「豊中市地域防災計画」に基づき避難所に指定されている施設で、災害発生時における有効な通信手段の確保が求められている。

○同じく避難所に指定されているすべての小・中学校において、災害発生時における有効な通信手段の確保のために特設公衆電話が設置されている。

【郵便ポストの設置について】

設置者である日本郵便株式会社から占用許可の申込みをいただき、その占用を許可するとともに、平成31年4月1日から年額1,300円の占用料を徴収することとした。